

ID: 489

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	一人で定める建築協定の変更の認可(第74条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第76条の3第6項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (建築協定の変更) 第74条 建築協定区域内における土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第1項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。 2 前4条の規定は、前項の認可の手續に準用する。 (建築協定の設定の特則) 第76条の3 6 第74条及び第76条の規定は、前項の規定により第73条第2項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の変更又は廃止について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。 手續は法第70条第1項の建築協定の認可に準ずる。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日